

1 一時払終身保険(つなぐ幸せ)

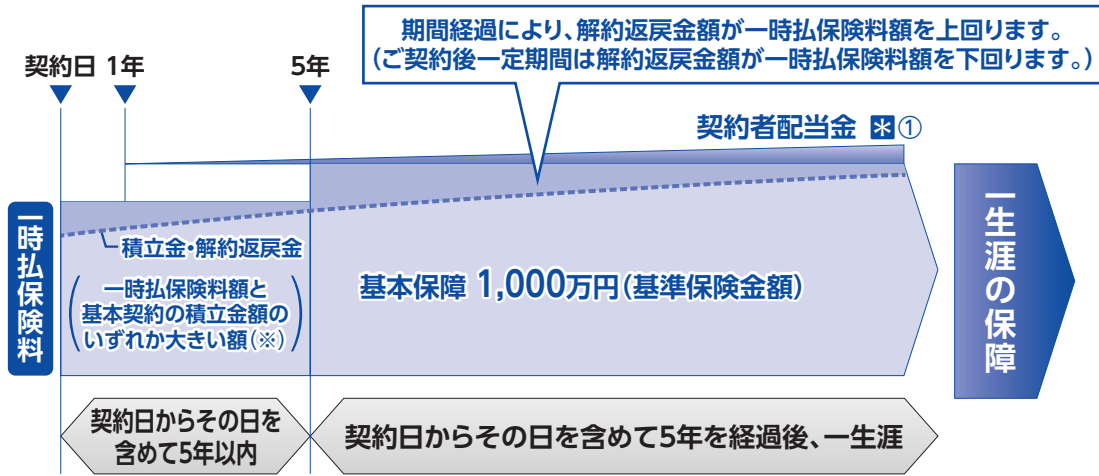
<p>契約の目的</p>	<p>●ご契約時に一時払保険料として保険料を一括して払い込みいただくことで、一生涯にわたって、万が一の保障(死亡保障)に備えるシンプルな保険です。</p>	
<p>商品の特長 ※①</p>	<p>被保険者が契約日からその日を含めて5年以内に死亡したとき</p>	<p>死亡保険金 (一時払保険料額と基本契約の積立金額のいずれか大きい額)</p>
	<p>被保険者が契約日からその日を含めて5年を経過した後に死亡したとき</p>	<p>死亡保険金(基準保険金額)</p>
	<p>●「各種特約」※②を付加することで、より充実した保障を準備できます。</p>	

※①しおり28P参照…「基本契約の保障内容」

※②しおり29P参照…「特約の保障内容」

つなぐ幸せ

基準保険金額 1,000万円に加入の場合



(※)基本契約の積立金額より一時払保険料額が大きい場合のしくみ図です。

契約に際して

特長としくみ

保険金などの請求

保険料の払い込み

契約後の取り扱い

生命保険と税金

個人情報・制度の案内

※①しおり58P参照…「契約者配当金」

2 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の自動更新

無配当先進医療特約(無解約返戻金型)は保険期間10年の更新型です。この特約の保険期間が満了する場合、当社所定の条件を満たせば、ご契約者から更新しない旨の申し出がない限り、保険期間の満了日の翌日を更新日として自動更新します※①。

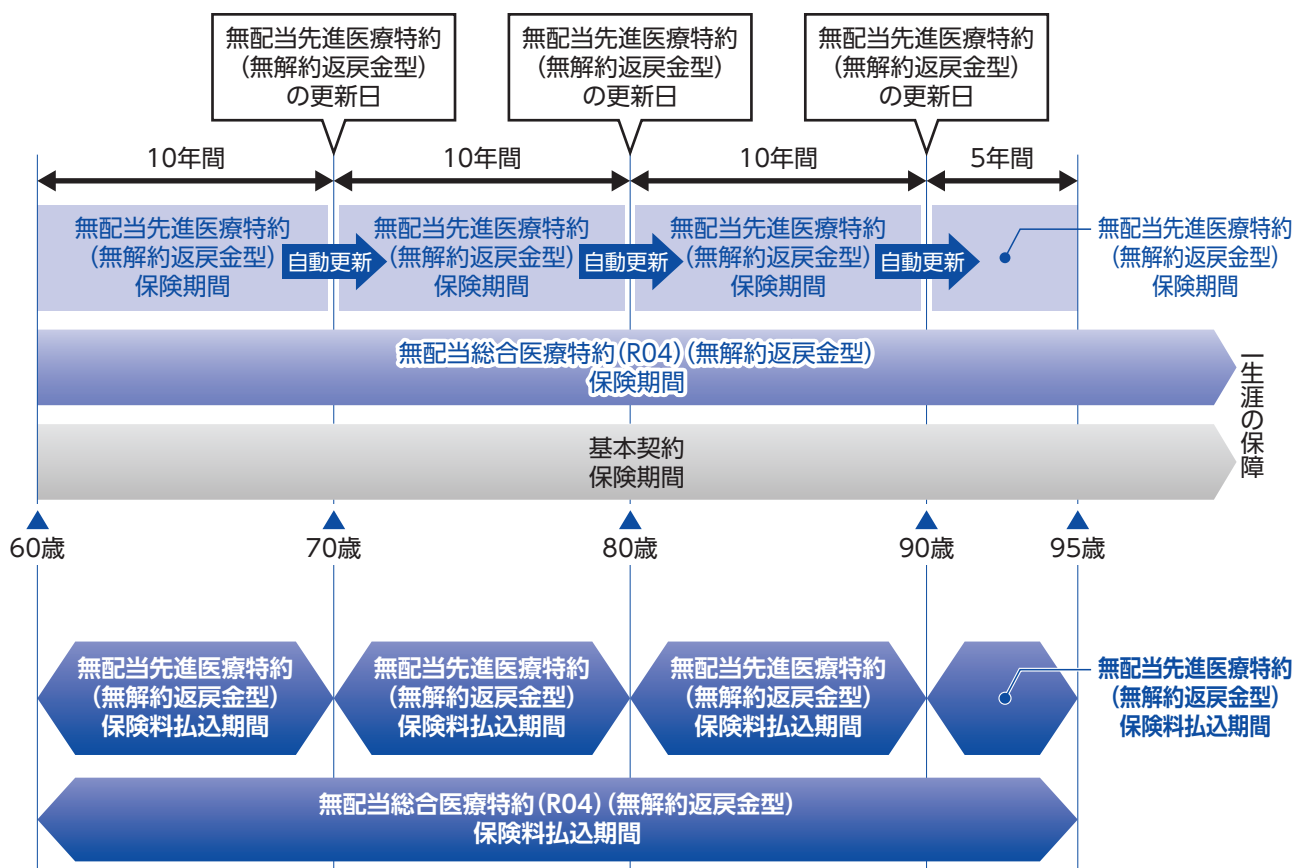
●更新制度の詳細については、下表のとおりです。

保険期間	<ul style="list-style-type: none"> ●更新後の無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の保険期間は10年とします。ただし、更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が95歳を超えるときは、被保険者の年齢が95歳となる日の前日までの期間となります。
保険料	<ul style="list-style-type: none"> ●更新後の無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の第1回特約保険料は、「払込時期」内に他の特約の保険料と合わせて払い込んでください。 ●更新後の無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の第1回特約保険料の「払込猶予期間」内に特約保険料の払い込みがないときは、「払込猶予期間」の最終日の翌日にこの特約を解除※②します。 ●更新後の無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の特約保険料は、更新時の年齢・保険料率によって計算されます。多くの場合、更新後の特約保険料は更新前の特約保険料と異なります。
その他留意点	<ul style="list-style-type: none"> ●更新時に「質問表(告知書)」の提出は不要です(被保険者の健康状態にかかわらず自動更新します。) ●無配当先進医療特約(無解約返戻金型)には、更新時におけるこの特約の特約条項が適用されます。 ●更新時に当社が無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。ただし、ご契約者からこの特約を更新しない旨の申し出がない限り、この特約に代えて同種の当社所定の他の特約を更新時に付加することがあります。 ●先進医療保険金の支払いなどについては、更新前と更新後の保険期間は継続されたものとみなします。 <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○更新前に生じた病気や「不慮の事故」でのケガを原因とする場合、更新前の無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の保障(責任)開始時以後に生じていれば、更新後に受けた療養についても先進医療保険金を支払います。 ○先進医療保険金の支払限度は300万円であり、更新前に支払われた先進医療保険金の額も通算します。 ○更新前に無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の特約保険料が払込免除となっていた場合は、更新後の特約保険料も払込免除となります。

※①約款参照……………先進(無解返)「第42条」

※②しおり50P参照…「特約保険料の払込猶予期間・特約の失効など」

つなぐ幸せ(60歳加入)



※基本契約の保険料の払い込みに関しては、一時払保険料を一括して払い込みいただく必要があります。

⚠️ 注意

- 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の自動更新をご希望されない場合は、この特約の保険期間の満了日の2カ月前までにその旨をお申し出ください。
- 特約が失効中のまま、無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の保険期間が満了を迎えた場合、基本契約の保険期間中であっても、無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の更新や復活はできません。